

閱 覧 用

※持ち帰り不可

「熊本市自治基本条例の一部改正（素案）」
について

平成30年12月

熊 本 市

1 熊本市自治基本条例とは

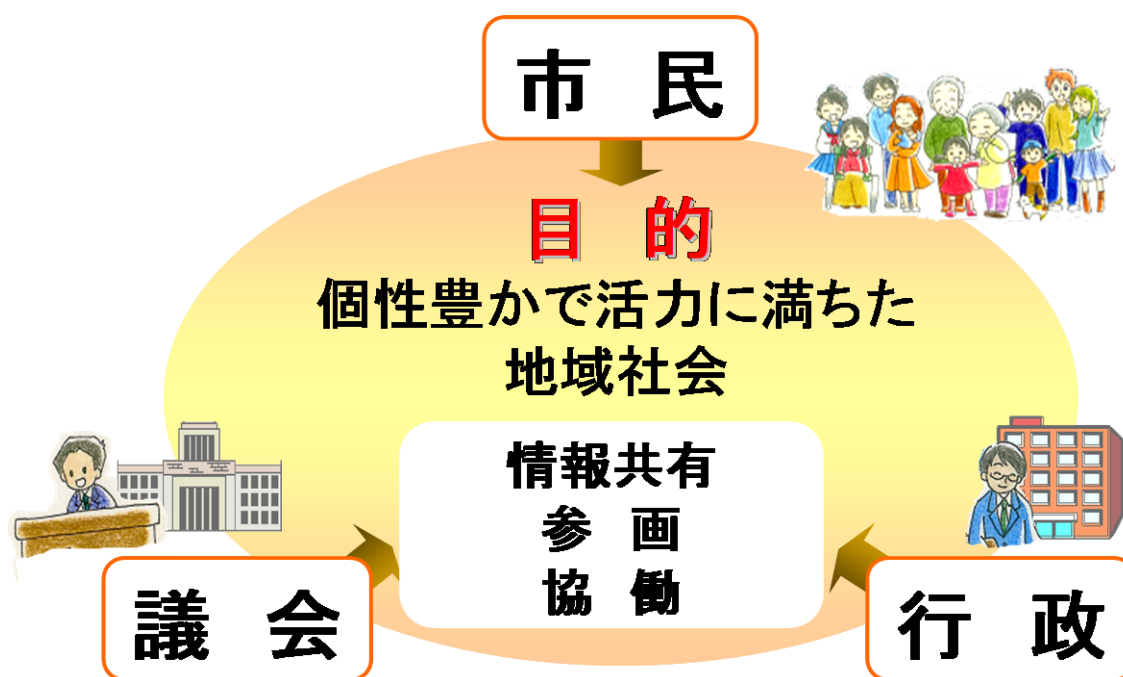
熊本市は、個性豊かで活力に満ちたくまもと市をみんなで築いていくために、熊本市自治基本条例を平成22年4月1日に施行しました。

この条例では、自治の基本理念、市民・市議会・行政の役割及び自治を推進するための基本的な事項を規定しています。

熊本市は、この条例に基づいて「自分たちのまちは自分たちで創る」という考え方を基本に置いた、情報共有、参画、協働による市政・まちづくりを進めています。

『熊本市を みんなで 築いていくためのルール』

平成22年4月1日 施行



2 自治基本条例の改正について

本素案については、市政アンケートの結果や学識経験者、公募委員などの市民で構成される「熊本市自治推進委員会」における検証結果を基に、本市において作成しました。

「熊本市自治推進委員会」では、社会情勢等の変化と条例の関係性について、全4回にわたりご審議いただきました。

これらの条例の見直しについては、自治基本条例第42条の規定によるものです。

(条例の見直し)

第42条 市長は、この条例の施行後、4年を超えない期間ごとにこの条例を見直し、適切な措置を講じます。

2 市長は、この条例の見直しに当たっては、市民参画の手続を実施します。

3 改正内容

(1) 第28条条文中の「未成年」の表記を「18歳未満」とする。

改正理由

第28条条文中の「青少年・子ども」については、逐条解説により、「選挙権や地方自治法上の直接請求権を持たない市民」としております。

そのため、平成27年6月、公職選挙法等の一部を改正する法律が成立し、選挙権や地方自治法上の直接請求権の年齢要件が満20歳以上から満18歳以上に引き下げられたため、20歳未満を意味する「未成年」の表記を「18歳未満」と改正します。

改正後	改正前
<p>(青少年・子どもの参画) 第28条 市民、市議会及び市長等は、青少年・子ども（<u>18歳未満</u>の市民をいいます。）が有する市政・まちづくりに参画する権利が実効性のあるものとなるよう環境づくりに努めます。</p>	<p>(青少年・子どもの参画) 第28条 市民、市議会及び市長等は、青少年・子ども（<u>未成年</u>の市民をいいます。）が有する市政・まちづくりに参画する権利が実効性のあるものとなるよう環境づくりに努めます。</p>

逐条解説（参考）

まちづくりの原点は、人づくりです。第6条には、すべての市民が市政・まちづくりへ積極的に参画することを責務として規定していますが、特に、少子高齢化が進行する中、次代を担う青少年や子どもが、早い段階から市政・まちづくりに参画していくことが重要なことから、特にこの規定を設けました。

なお、この条例における青少年・子どもの範囲は、選挙権や地方自治法上の直接請求権等の権利を有しない18歳未満の市民としています。

(2) 新たに「危機管理」に関する“章”を追加し、「自助・共助」などに関する条文を設ける。

改正理由

平成28年熊本地震では、大規模災害等への対応として、行政による支援「公助」だけでなく、「地域住民同士の助け合い」などの「共助」や「自分の身は自分で守る」といった「自助」の重要性が改めて認識されました。

また、早期の復旧・復興を目指すためには、その過程において、市民・地域・市議会・行政が相互に連携し、総力をあげて取り組むことが求められます。

以上を踏まえると、大規模災害等への危機管理は、現行の第24条「危機管理体制の構築に努めます。」という「市長等の責務」だけでは十分でないため、改正します。

改正後	改正前
<p>第7章 危機管理 (危機管理)</p> <p>第36条の2 <u>市民は、日頃から災害等に備えるとともに、災害等の発生時には、相互に助け合うよう努めます。</u></p> <p>2 市長等は、市民及び関係機関との連携、協力及び相互支援のもと、災害等から市民の生命、身体及び財産の安全を確保するよう、危機管理体制の構築に努めるとともに、<u>災害等の発生時には迅速かつ的確に対応します。</u></p> <p>3 <u>市民、市議会及び市長等は、協働により災害等からの復旧及び復興に取り組みます。</u></p>	<p>第3章 市政の原則及び制度 (危機管理)</p> <p>第24条 市長等は、市民及び関係機関との連携、協力及び相互支援のもと、災害等から市民の生命、身体及び財産の安全を確保するよう、危機管理体制の構築に努めます。</p>

逐条解説（参考）

○平成28年度熊本地震では、行政による支援「公助」の限界が明らかとなる一方で、多くの市民が主体となり、地域の中でつながり、互いに支え助け合う「自助」、「共助」の必要性、重要性が改めて認識されました。

○第1項では、そのような経験を踏まえ、自助、共助に関する市民の責務を定めています。前段では、食料品等の備蓄や避難場所の確認、地域が実施する防災訓練への積極的な参加など、市民一人ひとりの自覚に基づいた備えとともに、地域コミュニティにおいても防災訓練やハザードマップ作成、自主防災組織の活動などを通し、様々な災害等に備えることを規定しています。後段では、災害等の発生時には自らの安全を確保するとともに、市民相互の助け合い（共助）により、災害等に対処することを規定しています。

また、非常時に共助の力を発揮するためには、日頃から積極的にまちづくりへ参画し、地域の中のつながりを築くことも重要であります。（第6条、第32条）

○第2項では、災害や新型インフルエンザなどから市民の生命、身体及び財産の安全を確保するためには、市民や関係機関（国、県、他市町村などの行政機関、医療機関、電力・ガス会社、報道機関等）との連携、協力、さらには相互支援が必要であり、そのもとで危機管理体制を構築することを定めています。

後段では行政による支援「公助」について、災害等の発生時においては、非常時優先業務の迅速かつ的確な対応（情報収集・発信、救命・救急、避難所開設・運営、物資輸送等）を行うことを規定しています。

○第3項では、災害等からの復旧や復興の過程において、市民・地域・市議会・行政が相互に連携し、総力をあげて取り組むことを規定しています。（教訓を踏まえた各種計画への反映、被災者支援、地域経済の回復等）